紺綬褒章飾版並びに賞杯

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年一月三十日、紺綬褒章に付する飾版並びに賞杯を授かった者は、次のとおりである。

冨永　重芳　　高井　勝利　　河合　菊雄

褒章条例第三条第一項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける（各通）

稗田　一穂

褒章条例第三条第二項により紺綬褒章に付する飾版一個並びに同第五条により木杯一組台付を授ける

褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年一月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

株式会社ヤナセ
綾羽株式会社
中外製薬株式会社
若林設備工業株式会社
大日インベスト株式会社

褒章条例第二条により褒状を授ける（各通）

追賞褒状

公益のため多額の私財を寄附したので、平成二十八年一月三十日、褒状を授かった者は、次のとおりである。

故　関　正康遺族　　関　　正子

故　近藤芋子遺族　　近　藤　芋子

褒章条例第六条により褒状を授ける（各通）

皇室事項

御見舞電報及び御答電

一月の長野県における大型観光バス横転事故につき、スペイン国国王陛下から天皇陛下へ御見舞電報を寄せられ、これに対し御答電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

牛海綿状脳症対策基本計画の全部変更について

牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第４条第１項の規定に基づき、牛海綿状脳症対策基本計画（平成14年７月31日農林水産大臣・厚生労働大臣公表）の全部を次のように変更したので、同条第４項の規定に基づき、公表する。

平成28年２月10日

農林水産大臣　森山　裕
厚生労働大臣　塩崎　恭久

牛海綿状脳症対策基本計画

まえがき

2001年９月に我が国で初めての牛海綿状脳症（以下「ＢＳＥ」という。）が確認された。その後、国民の間に牛肉消費の低迷といった状況が生じるとともに、畜産農家を含めた食肉業界に混乱が広がった。

このような中、ＢＳＥに関する一連の行政対応上の問題点を検証し、その後の畜産・食品衛生行政の在り方について調査検討を行うため、2001年11月に農林水産大臣及び厚生労働大臣の私的諮問機関として「ＢＳＥ問題に関する調査検討委員会」が開催され、客観的な検証及び科学的な知見に基づく検討が行われた。2002年４月に提出された同委員会の報告においては、農林水産行政に対し、危機管理体制の欠落、消費者保護軽視の行政等厳しい指摘がなされた。

同報告を踏まえ、消費者保護を重視し、リスク分析の考え方に基づいた行政を展開するなど、食の安全・安心の確立に向けた政策の抜本的な改革に取り組むことが喫緊の課題とされた。

そのような状況の下、2002年６月14日に牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号。以下「法」という。）が公布され、法第４条第１項の規定により、農林水産大臣及び厚生労働大臣は、ＢＳＥの発生が確認された場合又はその疑いがあると認められた場合において国、都道府県及び保健所設置市が講ずべき措置（以下「対応措置」という。）に関する基本計画を定めるものとされた。

第１　対応措置に関する基本方針

ＢＳＥは、1986年に英国において初めて確認されて以降、1990年代にはヨーロッパ大陸に広がり、2003年にはカナダや米国において発生が確認されるなど感染は世界各国に広がった。我が国においても、2001年９月に初めてＢＳＥの発生が確認されて以降、36頭の牛でＢＳＥの発生が確認された。

その後、ＢＳＥ発生国において、飼料規制等の対策が採られたことによりＢＳＥの発生件数が減少し、2013年の世界における発生件数は僅か７件であり、我が国においては、2009年以降ＢＳＥの発生は確認されていない。

このような状況を踏まえ、食品安全委員会は、2013年５月の「牛海綿状脳症（ＢＳＥ）対策の見直しに係る食品健康影響評価」において、日本においては、牛由来の牛肉及び内臓（ＳＲＭ以外）の摂取に由来するＢＳＥプリオンによる人での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病（ｖＣＪＤ）発症の可能性は極めて低いと判断した。

他方、国際獣疫事務局（ＯＩＥ）は、国際動物衛生規約で、国際的なＢＳＥの格付け（ＢＳＥステータス）の最上位である「無視できるＢＳＥリスク」の国の条件として、

①　過去11年以内に自国内で生まれた牛でＢＳＥの発生がないこと

②　有効な飼料規制が８年以上実施されていること

等を掲げているところ、我が国は、飼料規制等の対策を適切に実施してきた結果、2013年５月にＯＩＥから「無視できるＢＳＥリスク」の国に認定された。

引き続き、食品安全委員会によるリスク評価に基づき、国民の健康保護が最も重要であるとの基本的認識の下に、これらの対策を適切に実施し、我が国のＢＳＥステータスを維持することを基本方針として、本計画においては、対応措置に関して、まん延防止、情報伝達、関係行政機関等との協力等に関する事項を定めるものである。

第２　計画の期間

本計画の期間については、おおむね５年間とするが、ＢＳＥ（非定型ＢＳＥを含む。以下同じ。）をめぐる情勢の変化、最新の科学的知見等を踏まえ、必要に応じ、これを見直し、所要の変更を行うこととする。

第３　ＢＳＥのまん延防止のための措置に関する事項

１　ＢＳＥの発生の確認までの措置

農場段階における措置として、都道府県は、牛の所有者、獣医師等に対して、ＢＳＥを疑う症状を呈した牛又は死亡牛を確認した場合には、速やかに届出を行うよう周知するとともに、ＢＳＥ検査を適切に実施する。また、国及び都道府県は、死亡牛の検査体制を整備するものとし、検査結果の収集及び分析による適切なリスク管理を行うものとする。

と畜場段階における措置として、都道府県及び保健所設置市は、ＢＳＥ検査並びに法第７条第２項に規定する牛の特定部位（以下「特定部位」という。）の除去及び分別管理の実施についての確認を適切に実施し、国は都道府県及び保健所設置市に対し、ＢＳＥ検査を適切に実施するための技術的支援を行うものとする。

２　ＢＳＥの発生が確認された場合における措置

ＢＳＥであると判定された牛の死体が所在する都道府県、ＢＳＥの病原体であるＢＳＥプリオンに汚染された物品が所在する都道府県、ＢＳＥであると判定された牛からの検体の採材施設が所在する都道府県又はＢＳＥであると判定された牛の死体の保管施設が所在する都道府県は、ＢＳＥであると判定された牛の死体等の所有者に対して、焼却、消毒等の必要なまん延防止措置の実施について指示するものとする。また、ＢＳＥの発生がと畜場において確認された場合、当該と畜場が所在する都道府県又は保健所設置市は、ＢＳＥであると判定された牛の所有者等に対して、当該牛の全ての部分の焼却を指示するとともに、と畜場の設置者又は管理者に対して、牛の特定部位に接触し、又はそのおそれのある施設設備等の消毒措置等を確実に実施するよう指示するものとする。

また、国及び都道府県は、ＢＳＥであると判定された牛若しくはＢＳＥプリオンに汚染された物品の所有者又は都道府県が行う焼却、消毒等に必要な体制の整備、個体識別体制の整備等に努めるものとする。

さらに、ＢＳＥであると判定された牛が飼育されていた農場が所在する都道府県は、速やかに当該農場における同居牛の移動の制限を行うとともに、必要に応じて、独立行政法人家畜改良センター等の協力を得て、飼育状況等の把握及びＢＳＥと疑われる牛の特定に努め、順次、殺処分及びＢＳＥ検査を実施するものとする。